

議 事 日 程 (第2号)

平成29年3月2日(木曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第3 議案第26号 東白川村条例の左横書きに関する特別措置条例について
- 日程第4 議案第27号 平成29年度東白川村一般会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成29年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成29年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員(7名)

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事兼総務課長	安江良浩	参事兼村民課長	小池毅
会計管理者	安江誠	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	国保診療所 事務局長	伊藤保夫
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

◎議案第25号から議案第33号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第2、議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの9件を、昨日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。新年度予算の説明をお願いします。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

それでは、平成29年度の東白川村予算書の薄いほうでございますが、こちらから説明を申し上げます。

それから、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成29年度東白川村一般会計予算。平成29年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に

係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

それでは2ページをお開きいただきます。

第1表 歳入歳出予算。

1款村税1億9,671万円、2款地方譲与税2,530万円、3款利子割交付金30万円、4款配当割交付金50万円、5款株式等譲渡所得割交付金50万円、6款地方消費税交付金3,800万円、7款自動車取得税交付金500万円、8款地方特例交付金50万円、9款地方交付税11億8,000万円、11款分担金及び負担金742万円、12款使用料及び手数料5,867万円、13款国庫支出金1億4,190万円、14款県支出金1億5,883万円、15款財産収入946万円、16款寄附金63万円、17款繰入金1億8,776万円、18款繰越金8,133万円、19款諸収入3,149万円、20款村債3億9,470万円、歳入合計が25億1,900万円。

続きまして、5ページの歳出を説明いたします。

1款議会費3,844万円、2款総務費4億3,592万円、3款民生費4億3,553万円、4款衛生費3億4,280万円、6款農林水産業費2億6,679万円、7款商工費1億684万円、8款土木費2億3,378万円、9款消防費1億488万円、10款教育費2億8,940万円、12款公債費2億6,362万円、14款予備費100万円、歳出合計25億1,900万円でございます。

続きまして、第2表 債務負担行為でございます。事項、AED、各小学校職員室。期間、平成30年度から平成34年度まで、限度額28万7,000円。以下、期間と限度額は同じでございますので、省略させていただきます。

事項でAED中学校の職員室、同じくAED保育園の職員室、以上でございます。

続きまして、8ページの第3表 地方債を説明いたします。起債の目的、公共事業等、限度額3,010万円、起債の方法、普通貸借、利率、4%以内、ただし利率見直し方式で借り入れるものについて利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件に、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。以下、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございますので、省略をいたします。

自然災害防止事業1,760万円。

緊急防災・減災事業30万円。

施設整備事業570万円。

過疎対策事業2億4,110万円。

過疎対策事業のソフト3,990万円。

臨時財政対策事業6,000万円。以上でございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第28号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成29年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,340万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入、1款国民健康保険税5,878万円、2款使用料及び手数料2万円、3款国庫支出金7,824万4,000円、4款療養給付費交付金30万円、5款前期高齢者交付金1億3,911万3,000円、6款県支出金1,789万円、7款共同事業交付金9,095万円、9款繰入金3,640万5,000円、10款繰越金104万1,000円、11款諸収入65万7,000円、歳入合計が4億2,340万円でございます。

続きまして12ページの歳出を説明いたします。

1款総務費1,294万円、2款保険給付費2億5,484万円、3款後期高齢者支援金等3,491万円、4款前期高齢者納付金等6万円、5款老人保健拠出金1万円、6款介護納付金1,312万円、7款共同事業拠出金9,096万円、8款保健事業費366万円、10款諸支出金1,246万円、11款予備費44万円、歳出合計が4億2,340万円でございます。

続きまして、14ページから説明いたします。

議案第29号 平成29年度東白川村介護保険特別会計予算。平成29年度東白川村介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

15ページの第1表 歳入歳出予算を説明いたします。

歳入、1款保険料5,175万4,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金7,760万2,000円、4款支払基金交付金7,772万8,000円、5款県支出金3,967万4,000円、6款繰入金5,199万円、7款繰越金83万6,000円、8款諸収入41万5,000円、歳入合計が3億円でございます。

続きまして、17ページの歳出を説明いたします。

1款総務費1,697万8,000円、2款保険給付費2億6,700万円、5款地域支援事業費1,586万2,000円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円、8款予備費10万円、歳出合計が3億円でございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第30号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成29年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,270万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

それでは、20ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料4,852万円、2款繰入金1億2,400万円、3款繰越金523万3,000円、6款村債9,100万円、7款国庫支出金4,558万7,000円、9款諸収入1,836万円、歳入合計が3億3,270万円でございます。

続きまして、歳出。

1款総務費1,308万9,000円、2款簡易水道事業費1億5,959万3,000円、3款施設維持管理費3,701万8,000円、4款公債費1億2,280万円、5款予備費20万円、歳出合計3億3,270万円でございます。

続きまして、第2表の地方債でございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じでございますので省略させていただきます。起債の目的、簡易水道事業、限度額9,100万円。以上でございます。

続きまして23ページを説明いたします。

議案第31号 平成29年度東白川村下水道特別会計予算。平成29年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,570万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

24ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。1款使用料及び手数料738万1,000円、2款繰入金1,705万4,000円、3款繰越金126万5,000円、歳入合計2,570万円。

続きまして歳出でございます。

1款総務費873万1,000円、2款施設維持管理費759万2,000円、3款公債費927万7,000円、4款予備費10万円、歳出合計2,570万円。

続きまして26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成29年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,840万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

27ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億4,260万9,000円、2款使用料及び手数料128万4,000円、5款繰入金8,806万5,000円、6款繰越金3,118万5,000円、7款諸収入525万7,000円、歳入合計が2億6,840万円です。

続きまして歳出でございます。

1款総務費2,427万9,000円、2款医業費2億2,520万4,000円、4款公債費79万7,000円、5款予備費10万円、6款施設整備費1,802万円、歳出合計2億6,840万円。

続きまして29ページから説明いたします。

議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,720万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

30ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料1,845万6,000円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金41万円、4款繰入金1,822万6,000円、6款繰越金9万8,000円、歳入合計が3,720万円。

歳出、1款総務費106万7,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金3,539万4,000円、3款保健事業費43万9,000円、4款諸支出金20万円、5款予備費10万円、歳出合計3,720万円。以上でございます。

○議長(服田順次君)

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。3日から5日は精読期間のため、6日は全員協議会開催のため、7日は中学校卒業式のため、3日から7日までの5日間、休会としたいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月3日から7日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

6日月曜日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

8日水曜日は午前9時30分より本会議を開催後、全員協議会室に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますので、よろしく願いいたします。

本日はこれで延会いたします。

午前9時53分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員